

## サンアップルニュースポーツ用具貸出要綱

### 1 目的

この要綱は、ニュースポーツの普及を図るため、県内各所に配置するニュースポーツの用具を貸し出すのに必要な事項を定めることを目的とする。

### 2 貸出用具

- (1) ボッチャ 1式(玉のみ)
- (2) ショートテニス 1式
- (3) ポケネット 1式

### 3 用具の配置場所

北信地域	長野県障がい者福祉センター	「サンアップル」
東信地域	障がい者スポーツ支援センター佐久	「サンスポート佐久」
中信地域	障がい者スポーツ支援センター松本	「サンスポートまつもと」
南信地域	障がい者スポーツ支援センター駒ヶ根	「サンスポート駒ヶ根」

### 4 貸出対象者

- (1) 障がい者
- (2) 障がい者施設
- (3) 障がい者団体
- (4) 福祉関係団体
- (5) 盲・ろう・養護学校
- (6) その他特に必要と認める者及び団体

### 5 貸出し及び返却の手続き

- (1) 借り受けを希望する者は、3の配置場所において備え付けの「貸出台帳」に所定事項を記入し、配置場所の施設長(以下「管理者」という。)に提出するものとする。
- (2) 貸し出しに際して管理者は、用具の種類・数量・状態を確認し、「貸出台帳」に押印のうえ借受者に貸し出すものとする。(別添1)
- (3) 返却に際して管理者は、用具の種類・数量・状態を確認し、「貸出台帳」に押印のうえ受け取るものとする。

### 6 貸出期間

5日間程度を限度とする。ただし、管理者が特別の事情があると認めた場合にはこの限りでない。

### 7 借受者の留意事項

借受者は、借受期間中用具を目的以外で使用することなく、善良な管理に努めなければならない。

### 8 この要綱は、平成11年6月1日から適用する。